

宮城県公立学校 講師登録説明会

～ペーパーティーチャー対象説明会～

宮城県教育委員会

【日時・場所】

令和4年12月10日(土) 午前10時～11時30分 宮城県庁2階 講堂

※教室で使える簡単なゲームの紹介のほか、個別の質問・相談コーナーも開設します。

下記の URL または QR コードで「みやぎ電子申請サービス」からお申し込みください！

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1666579479858>



【対象となる方々】

- ・宮城県内（仙台市を除く）の学校で講師を希望される方
- ・教員免許は持っているけれど有効なの？という不安のある方
- ・これまで教壇に立った経験がないので教えることが不安…という方 等

教員免許は持っているけれど、現在教職に就いていない方もぜひご参加を！



【説明会の内容】

1. 教員としての働きがいについて
2. 免許更新制の発展的解消による免許の取扱いについて
3. 本県の教員採用選考について
4. 講師登録の仕方について
5. 教室で使えるゲーム・アクティビティ紹介
6. 質問コーナー（任意） ※担当者がブースを設置します。
※ICTの活用、評価の仕方などの不安をお持ちの方も多いようです。
可能な範囲でアドバイスもできますのでお気軽におたずねください！

下記の教育事務所での登録会等への参加も可能です。各事務所のホームページを確認し、問合せ・申込をしてください！

【各教育事務所の登録会（予定）】

《大河原教育事務所》

小・中学校講師等登録(面接)会

令和4年12月13日(火)・14日(水)

午後1時30分～午後4時30分

(受付:午後1時～午後4時)

宮城県大河原合同庁舎

問合せ先 0224-53-3111(内線566)

《仙台教育事務所》

小・中学校講師等登録会

令和4年11月24日(木)

12月22日(木)・23日(金)

宮城県仙台合同庁舎

問合せ先 022-275-9258

《北部教育事務所》

小・中学校講師等登録期間

令和4年12月5日(月)～16日(金)

宮城県大崎合同庁舎

問合せ先 0229-91-0739

《東部教育事務所》

小・中学校講師登録会

令和4年12月26日(月)・27日(火)

宮城県石巻合同庁舎

問合せ先 0225-95-7096

《気仙沼教育事務所》

講師登録者面接

令和4年12月12日(月)～23日(金)

宮城県気仙沼合同庁舎

問合せ先 0226-24-2572

【問合せ先】宮城県教育庁教職員課

◎免許に関するお問合せは

育成・免許班 022-211-3637

◎講師登録に関するお問合せは

小・中学校人事班 022-211-3632

県立学校人事班 022-211-3633



皆さんからのよくある質問にお答えします！

Q1：現在の仕事を辞めて、地元の宮城県に戻らなければならないのですが、給料はどれくらいになるのでしょうか？（関西で会社員として勤務する43歳の方：4年制大学卒、会社員としての勤務20年）

A1：勤務する地域、校種によって多少異なりますが給与は約30万円で、その他に、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当などがそれぞれの要件によって支給されます。

Q2：20年ほど前まで中学校で家庭科の講師をしていましたが、中学校で非常勤講師をやろうと考えています。給料はどのくらいでしょう？（63歳の方）

A2：1時間当たり3,360円で担当する授業の実績により報酬が支給されます。その他に、通勤に係る旅費なども規定に基づき支給されます。（例：週8時間の持ち時間で、月30時間だと100,800円（3,360円×30時間）、長期休業などがあり月10時間だと33,600円（3,360円×10時間）と月により異なります。地域手当が加算された額が支給されます。）

※常勤講師、非常勤講師の勤務条件等については、下の「勤務条件等について」をご覧ください。

Q3：平成19年に4年制大学を卒業し教員免許を取得しましたが、教職には就かず会社勤めを15年しています。今後、教員になろうとしたら教員免許はそのまま使えますか？（これまで学校での教員としての経験のない38歳の方）

A3：平成21年3月31日以前に授与された免許状は「旧免許状」であり、現在は休眠状態となっておりますが、令和4年7月1日の法改正に伴い、自動的に有効なものになっていきますので、お持ちの免許状はそのまま使えます。

※平成21年4月1日以降に授与された免許状は「新免許状」であり、授与されてから10年の有効期間が定められています。その期限を過ぎると失効になり、再授与の手続きが必要となります。不明な点はお問合せください。

勤務条件等について

■ 臨時的任用職員（常勤講師）

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

（例）正規職員が、出産に伴い産前・産後の特別休暇を取得する場合、当該休暇の期間（約16週間）

2 勤務時間・休暇等

イ 勤務時間 正規職員と同じです。

（1週間当たり38時間45分）

ロ 週休日及び休日

日曜日及び土曜日並びに祝日及び年末年始
（12月29日から翌年の1月3日まで）

ハ 年次有給休暇

任用期間の月数に応じて付与されます。

（例）4ヶ月任用される場合、「7日」付与

ニ 病気休暇 正規職員と同じです。

（例）私傷病により療養を要する場合 引き続き90日以内で必要と認められる期間

ホ 特別休暇 正規職員と同じです。

（例）職員の親族が死亡した場合等

3 給与・諸手当

イ 給料 正規職員に準じて支給します。

（例）四年制大学新卒の者が県立高校の講師に任用の場合
教育職給料表（一）I級25号俸（207,800円）

ロ 各種手当 正規職員と同じです。

（例）通勤手当、住居手当、扶養手当、教職調整額等

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険等の加入

2ヶ月以上の任用が見込まれる場合は、健康保険については「公立学校共済組合」の被保険者となり、年金制度については、一般厚生年金（日本年金機構）が適用されます。

※要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。

■ 会計年度任用職員（非常勤講師）

1 任用期間

正規職員の休暇等の事由により異なります。

（例）正規職員が病気休暇を取得する場合、当該休暇の期間

2 勤務時間・休暇等

イ 勤務時間 1週間につき、正規職員の1週間の勤務時間

（38時間45分）の3/4以内、かつ1日7時間45分以内です。

ロ 年次有給休暇 任用期間の月数並びに勤務日数又は勤務時間数等に応じて付与されます。

（例）新規任用で3ヶ月間・週3日勤務の場合、「2日」付与

ハ その他の休暇等

（例）選挙権その他の公民としての権利を行使する場合等

3 報酬・費用弁償等

イ 報酬 1時間当たり3,360円（支給額については、校種、課程、任用形態、支給区分及び任用年度により異なる場合があります。）

ロ 費用弁償 通勤方法等により、職員等の旅費に関する条例の規定に基づき旅費の例により支給します。

ハ 期末手当 年間平均して1週あたり15時間30分以上勤務する場合に支給されます。

4 服務及び懲戒

正規職員の例によります。

5 健康保険等の加入

一定の条件を満たす場合は厚生年金保険及び健康保険が適用されます。なお、雇用保険法は適用されないことから、「雇用保険」の被保険者とはなりません。

※要綱、取扱要領等の改正により、勤務条件が変更となることもあります。